

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年7月20日
【会社名】	株式会社千葉銀行
【英訳名】	The Chiba Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 佐久間 英利
【本店の所在の場所】	千葉市中央区千葉港1番2号
【電話番号】	(043)245局1111番(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 牧之瀬 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号 株式会社千葉銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3270局8351番(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 菊地 利郎
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2016年8月16日
【発行登録書の効力発生日】	2016年8月24日
【発行登録書の有効期限】	2018年8月23日
【発行登録番号】	28 - 関東133
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	80,000百万円 (80,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2018年7月20日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書の訂正報告書(金融商品取引法第24条の5第5項の規定による)を2018年7月20日に関東財務局長に提出いたしました。この臨時報告書の訂正報告書の提出により、当該書類を2016年8月16日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉銀行 東京営業部 (東京都中央区日本橋室町一丁目5番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。